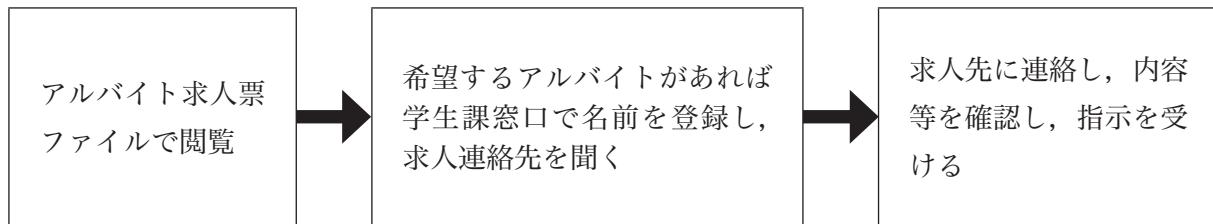


⑦ アルバイト

アルバイトは、あくまでも二次的なものですので、学業に支障のないよう配慮するとともに、職種や作業内容が自分に適しているかどうかを慎重に判断して決定するようしてください。また、就労に際しては本学学生としての自覚を持ち、誠意と責任ある行動をとるよう心掛けてください。

学生課前のファイルによりアルバイト情報を提供しています。

アルバイトを希望する場合は、次のような手続きで行ってください。



※トラブルを防ぐため、採用時に給与の支払方法等を必ず確認し、書面による契約を取り交わすようしてください。

労働内容、条件等が求人票の記載内容と著しく異なる場合は、学生課窓口まで申し出てください。
授業等に影響がないように計画的に行ってください。

⑧ 下宿・アパート

本学部内では在学生に対して工学部ホームページ上で情報提供を行っています。契約の際には、入居時・退去時の支払、契約途中での解約、修理代請求などトラブルの原因となる事項等について十分に確認してから、必ず契約を結んでください。また、地域ルール（ゴミ収集の場所、曜日等）やマナーを守り、管理責任（特に火の元）には十分配慮して生活するよう心がけてください。

※本人または父母の住所を変更したときは、ポータルサイト（学籍情報変更申請）により変更の手続きをしてください。

⑨ 課外活動

大学の課外活動は、グループ活動による実践的な経験を通じて、社会生活上必要な自律性、協調性、指導力、創造力等を体得する場として重要視されています。また、近年における大学教育の著しい普及と学生意識の多様化等によって、学生と教職員との人間的な触れ合いの場がますます強く求められています。

新入生・在学生を問わず、奮ってこのような課外活動に参加し、団体活動を通じて全人格的人間形成に努め、有意義な学生生活を送ってください。

活動にあたっての留意事項

(1) 団体の登録

現在、結成が認められている団体は、毎年度始めまでに所定の手続きにより、一定の期間内に「団体継続」を申請しなければなりません。申請し許可を受けた連合体加盟団体に限り、運営に対する補助や施設の貸与があり、宣伝活動等を行うことができます。

また、未加盟の団体で5年以上活動している場合であれば、連合体加盟団体に昇格を申請することができます。

※学生生活委員会での協議の結果、認められないことがあります。

(2) サークル・同好会の結成

サークル・同好会を結成しようとする場合は、指導教職員を定め、学生課へ願い出て、学生生活委員会の承認を得る必要があります。

団体結成条件としては、

- ・2学年以上にわたり10名以上の構成員がいること
- ・継続的な活動が見込めること
- ・団体規約を作成すること

また、申請事項の変更や、サークルを解散する場合は、速やかに届け出てください。

(3) 集会を行う場合

学生又は団体が学内外で集会等を行う場合は、実施の1週間前までに「集会届」を学生課へ提出してください。

(4) 合宿・試合

団体が合宿や対外試合等を行う場合は、実施の1週間前までに所定の申請書類を学生課へ提出してください。実施終了後は、終了後1週間以内に所定の報告書を提出してください。

(5) 文書・ポスター等の掲示及び印刷物の配布について

学生又は団体が、学内に文書やポスター等を掲示しようとするとき、又は印刷物を刊行・配布しようとするときは、そのポスター等を事前に学生課へ提出し、学生課の許可を受けてください。許可されたポスター等には、「受付印」を押印します。受付印がないものは、掲示及び配布できません。掲示期間は、原則1週間です。

(6) 郵便物

各団体に対する郵便物は学生課前に設置のメールボックスで保管しますので、責任者は必ず確認に来るよう心がけてください。また、宛名にはサークル名を入れるようにしてください。

(7) その他

学内において署名運動、世論調査、寄附金募集等を行おうとするときは、団体責任者は学生課へ届け出てください。

届出事項が許可・承認を受けている場合であっても、内容等に変更があった場合は、速やかに届け出て承認を受けるようにしてください。

なお、学生又は団体が、学外で日本大学の名称を使用して、前各項に該当する行為をしようとするときは、同様に学生課へ届け出てください。

学生団体事務局

団体名
体育会
学術文化サークル連合会

北桜祭実行委員会事務局

団体名
北桜祭実行委員会

体育会

団体名
應援團
合氣道部
アメリカンフットボール部
空手道部
器械体操部
弓道部
剣道部
硬式ソフトボール部
硬式庭球部
硬式野球部
ゴルフ部
サッカー部
射撃部
柔道部
水泳部
スキーパー部
ソフトテニス部
卓球部
軟式野球部
日本拳法部
バスケットボール部
バドミントン部
バレーボール部
ハンドボール部
ボクシング部

団体名
洋弓部
ラグビー部
ラクロス部
陸上競技部

連合体未加盟団体

団体名
アルティメット同好会
異文化コミュニケーション研究会
ガンジュースポーツ同好会
基礎スキー研究同好会
現代視覚文化研究同好会
護身武道研究会
書道会
General Sports 同好会
ジョイフルテニス同好会
杖道同好会
スクエアスポーツ同好会
3on3since1891同好会
ダンス同好会
電気電子工学研究会
土木女子の会
トレーディングカードゲーム研究会
日本大学工学部相撲同好会
フィットネス同好会
フォークソング同好会
フットサル同好会
文学同好会
モーターサイクル同好会
Racing Kart研究会
留学生会

体育会、学術文化サークル連合会、連合体未加盟団体の団体名は、2019年4月1日現在活動中の団体を記載。

⑩ 学内交通規則

学内及び周辺道路における危険と騒音を防止し、交通の安全と円滑をはかり、より良い学園環境を保持するために学内交通規則が定められています。日毎に増加する車両と、交通事情の悪化により、憂慮すべき事故が多発している現況をよく認識し、運転者として責任ある運転を行い、自己の学業や将来に支障をきたしたり、他人に迷惑をかけることなどのないよう学生の皆さんの協力をお願いします。

日本大学工学部学内諸車通行指示図「123ページ」参照

(1) 基本的規則について

- ア 学内に入りする自動車・自動二輪車・原付自転車・自転車は徐行し、駐車禁止・進入禁止その他の規制標識や指示標識に従い、指定された通行路を守りそれぞれの駐車場・自転車置場に置くようにしてください。
- イ 学内に用事のある業務用の車やタクシー等は、守衛室より通行許可証を受け、正門より学内に入ることができます。
- ウ 学部行事、その他特別な行事の際は、臨時の通行路や駐車場を設けることがあります。
- エ 東北高校の教職員の自動車・自動二輪車・原付自転車及び生徒の自転車は、E(高校正門)より通行することになっています。

(2) 学校周辺道路について

金山橋ー日大に至る道路は公安委員会が指定した速度制限（時速40km）・駐車禁止（終日）の区間です。また、その他の日大周辺道路も駐車禁止です。

(3) 学内通行路と駐車場及び自動二輪車・原付自転車・自転車の置場について

- ア **自動車**はバス停留所脇Aより入り徐行してBに至り、一旦停止のうえ学生・教職員それぞれの専用駐車場に入れてください。駐車場に入りの際は事故防止のため十分な安全確認を行ってください。出る場合はBを経てAに至る通行路の通行区分に定められた部分を徐行し、Aにおいて信号機の指示に従い学外道路に出るようにしてください。
- イ **自動二輪車・原付自転車**はバス停留所脇のAより入り、通行区分に従い定められた部分を徐行し、対向車に注意してFより右折し専用置場に入れてください。出る場合も同じ通行路によってください。A-B間通行路は道幅が狭く、自動車と自動二輪車・原付自転車等が通行することになるので十分な注意が必要です。
- ウ **自転車**はD-B間の通行路を通り駐輪場に入れてください。出る場合も指定された通行路を通り学外道路に出るようにしてください。

(4) 車の登録、許可について

学生の車両は、学生駐車場以外は駐車禁止

自動車等での通学を希望する場合は願い出により許可します（毎年度更新すること。ただし、1年次生は許可しません）。手続期間については、ポータルサイトで連絡しますので、希望者は必ず確認してください。なお、毎年度始めに交通安全講習会を実施しますので、自動車通学希望者は必ず出席してください。講習会に出席しなかった場合には原則として許可しません。

- ア 自動車・自動二輪車・自転車等の車両は必ず、指定の置場に駐車してください。学生駐車場・駐輪場以外に駐車した場合には駐車違反となりますので注意してください。

イ 自動車通学を許可された者に対しては駐車許可証を交付します。駐車許可証は、常にフロント位置に提示してください。

ウ 自動車通学許可条件は次のとおりとします。

- a 学部2年次生以上
- b 住居が大学から片道2km以上離れている者
- c 保証人（父母等）の同意
- d 交通安全講習会出席者
- e Web住所登録、履修登録を確實に行っている者
- f 任意保険への加入

※ 詳細については、学生課窓口に問い合わせてください。

(5) 積雪・凍結道路における注意について

福島県道路交通規則では、積雪または凍結している道路での運転者への遵守事項を次のように定めているので、注意してください。違反をすると罰金が科せられます。

- a 積雪又は凍結している道路において、駆動輪にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部の摩耗が50パーセント以下のものに限る。）を取りつける等すべり止めの措置を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く）又は原動機付自転車を運転しないこと（11条第1号）

(6) 事故等について

学内外で事故等があった場合は、相手の連絡先等を聞き、警察に立ち会ってもらうなどして適切に対応してください。事故等のトラブルについては、大学は一切責任を負いませんので十分注意してください。

(7) 違反に対する処置について

学内外での違反・事故については本人または、父母に対して厳重な注意を与え、反省を促すため適切な処置を行います。

違反が重なる場合には父母を呼び出し、車の使用を禁じる場合もあります。

(8) 交通指導について

隨時、教職員による交通整理・指導を行いますので、違反のないよう指示に従い協力してください。また、専門家による交通安全その他交通についての講習会を行いますので、その際には積極的な参加をお願いします。事故の当事者、関係者に自分を置き代えてみれば、どんな悲惨な状態に陥るかが想像できると思います。明日は我が身かも知れません。こと人命に関することでもあるので、本学部としても、交通安全について機会あるごとに強く周知徹底をはかります。

⑪ キャンパス内の分煙

本学部では、すべての人々が快適に過ごせるキャンパス環境作り及び喫煙マナーの向上を図るために、下記事項の徹底を推進しています。ご協力をお願いします。

- (1) 歩行中の喫煙禁止
- (2) 吸い殻のポイ捨て禁止
- (3) 所定の場所以外での喫煙禁止

(12) 遺失物・拾得物

- (1) 落し物・忘れ物をしたとき…学生課で確認してください。
- (2) 落し物を拾ったとき…………本学構内で落し物を拾った場合は、速やかに学生課に届け出してください。
- (3) 落し主への連絡方法…………持ち主が明らかな場合は学生課から連絡します。持ち主が不明な場合は、学生課前の陳列ケースに一定期間陳列します。
※ 一定期間を経過しても受け取りに来ないときは処分します。教科書等、名前を記入できるものは必ず記入してください。

(13) その他の注意事項

以下の被害に遭わないように注意してください。

また、自分自身が犯罪の加害者側に巻き込まれないようにしてください。

(1) 盗難に注意

盗難事件の発生が懸念されますので、各自所持品は常に携帯するようにしてください。また、自転車等には厳重に鍵をかけてください。

(2) マルチ商法等の悪質商法に注意

マルチ商法とは、不当な勧誘で一般消費者を販売員に仕立て上げ、連鎖的に消費者を販売員とし、組織を拡大していく悪質商法です。その他にもアンケートを装って街頭で声をかけてくるキャッチセールス、電話により言葉巧みに別の場所に呼び出して商品やサービスを売り付けるアポイントメントセールス等、悪質商法による様々な被害が後を絶ちません。楽して儲かる話、クレジット等の借金が必要な話、すぐ実行をせまる話等には十分注意してください。「うまい話には必ず裏がある」ことをよく考えてみましょう。また、コンピュータ・ネットワークの急速な社会への普及に伴い、ホームページやメール等を利用した悪質商法が増加しています。インターネット利用時は自分のIDやパスワードの管理を徹底し、クレジットカード使用の際はセキュリティを確認の上、カード番号をむやみに送信しないようにしてください。

(3) 携帯電話を利用した不当な請求に注意

携帯電話の出会い系あるいはアダルトサイトから「クリックしただけで契約したことになるので、入会金〇万円を支払え」といった内容の請求メールが送信されるといったトラブルが多数発生しています。次の予防策を十分認識し、このようなトラブルを未然に防止してください。

ア 不用意なクリックは慎んでください。(クリックによって情報が来るだけでなく出ていくことを理解すべきです。)

イ 見覚えのない送信元からメールに表示されているアドレスには絶対アクセスしないでください。(基本的に分からないところから送りつけられたメールは、即削除すべきです。)

ウ 各携帯電話のメーカーで用意しているメール着信に関する制限機能を利用するなどを勧めます。

誤ってクリックしてしまい請求された場合や身に覚えがないのに請求されたときは、簡単にお金を支払わないでください。また、電話番号・メールアドレス・住所等の個人情報を相手に絶対伝えないよう安易に連絡を取らないでください。なお、最近はこのような架空請求を無視した場合に、裁判所の支払督促や少額訴訟の制度を悪用するケースも発生していますので、葉書や封書による請求書またはメールを処分・削除する前に、警察署あるいは消費生活センター等に相談するようにしてください。

【電話番号】

- | | |
|-------------|------------------|
| 警察総合相談 | TEL 024-525-3311 |
| 郡山警察署相談係 | TEL 024-922-2800 |
| 郡山市消費生活センター | TEL 024-921-0333 |

(4) 振り込め詐欺に注意

息子や孫を装って、交通事故の示談金や借金の返済等を名目に現金をだまし取る『振り込め詐欺』が多発していることについては、新聞・テレビ等の報道によって皆さんもご存知のことかと思います。本学部でも未遂でしたが、同様の事件が数件報告されています。このような事件の被害にあわないためにも、日頃からご両親と緊密に連絡を取り合うよう心がけてください。

(5) 地震・水害・事件・事故等にあった場合について

- ア オリエンテーションで配付される防災マニュアル（ポケット版）を常に携帯し、有事に活用してください。
- イ 日常の中で災害時の連絡方法や避難路、避難場所を確認しておいてください。
- ウ 地震・水害等の災害に被災した場合や、事件・事故等に遭遇した際には、被害状況等をまず公的機関へ連絡し、次に学生課へ連絡してください。
- エ 災害時における郡山市の避難場所として本学部も指定（洪水を除く）されていますので、周辺に居住している学生は本学部へ避難してください。

緊急時の連絡先
災害時 代表電話 024-924-2999
火災・救急・救助のテレfonサービス 024-933-4000

【災害用伝言ダイヤル】

災害用伝言ダイヤルは、地震等の災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

〈公衆電話からの通話〉

グリーンのアナログ公衆電話…………緊急ボタン押し上げ又はコイン投入で通話
デジタル公衆電話、I Cカード電話……受話器をとることで通話

災害伝言ダイヤル(局番なし) 171番

- ① 「171」をダイヤルします
 - ② 利用ガイドに従います
 - ③ 伝言の録音（再生）をします
- ※伝言の録音（再生）は被災地の自宅の電話番号を使用します

災害用伝言ダイヤルホームページ <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/>

〈参考〉 クーリング・オフ制度

1 クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。訪問販売や電話勧誘などセールスマンの上手い話に乗って、うっかり契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。

2 クーリング・オフができる期間は？

訪問販売, キャッチセールス, アポイントメントセールス	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務（エステティックサロン, 語学教室, 家庭教師, 学習塾）	8日間
業務提供誘引販売（内職, モニター商法）	20日間

※ 通信販売は、原則クーリング・オフできません。

※ 消耗品（化粧品, 健康食品等）で、使用した分は、原則クーリング・オフできません。

3 クーリング・オフのやり方

ハガキか手紙で通知します。（配達記録郵便か簡易書留扱いで）

通知する際には必ずコピーを取り、郵便局発行の領収書と一緒に保管しておいてください。

クーリング・オフの効果は？

支払った代金は全額返してもらえ、違約金等も請求されません。

商品等を受け取っている場合でも業者負担で引き取ってもらえます。

※クーリング・オフできない場合もあるので、学生課窓口で相談してください。

4 クーリング・オフの書き方（契約解除の場合）

信販会社あて

氏名	住所	〒	○	年	○	月	○	日	○	商品名	契約年月日	○	年	○	月	○	日	私は○○○株式会社との契約を解除しますのでお知らせいたします。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

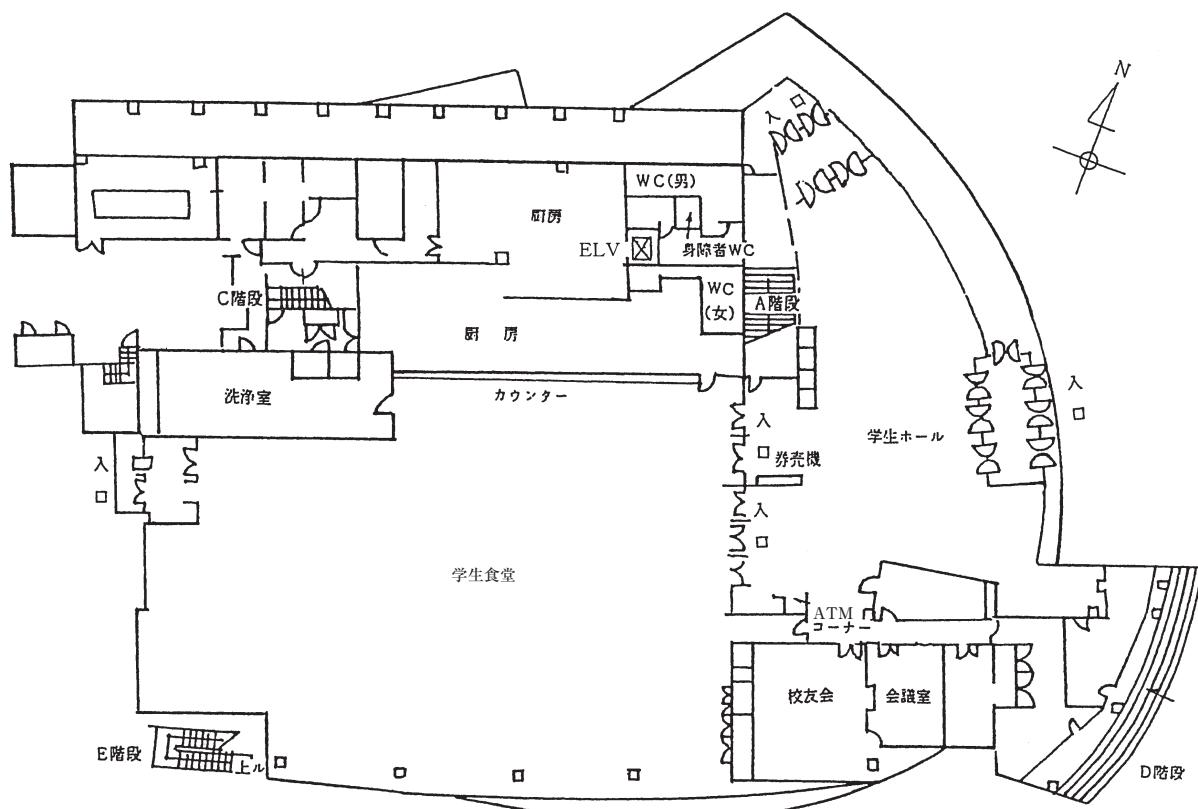
販売会社あて

氏名	住所	〒	○	年	○	月	○	日	○	年	○	月	○	日	○	年	○	月	○	日	○	年○月○日、貴社との○○の購入契約しましたが、解除いたします。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なお、商品は早急にお引き取りいただき、支払った○○円を至急返金してくださるようお願いいたします。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

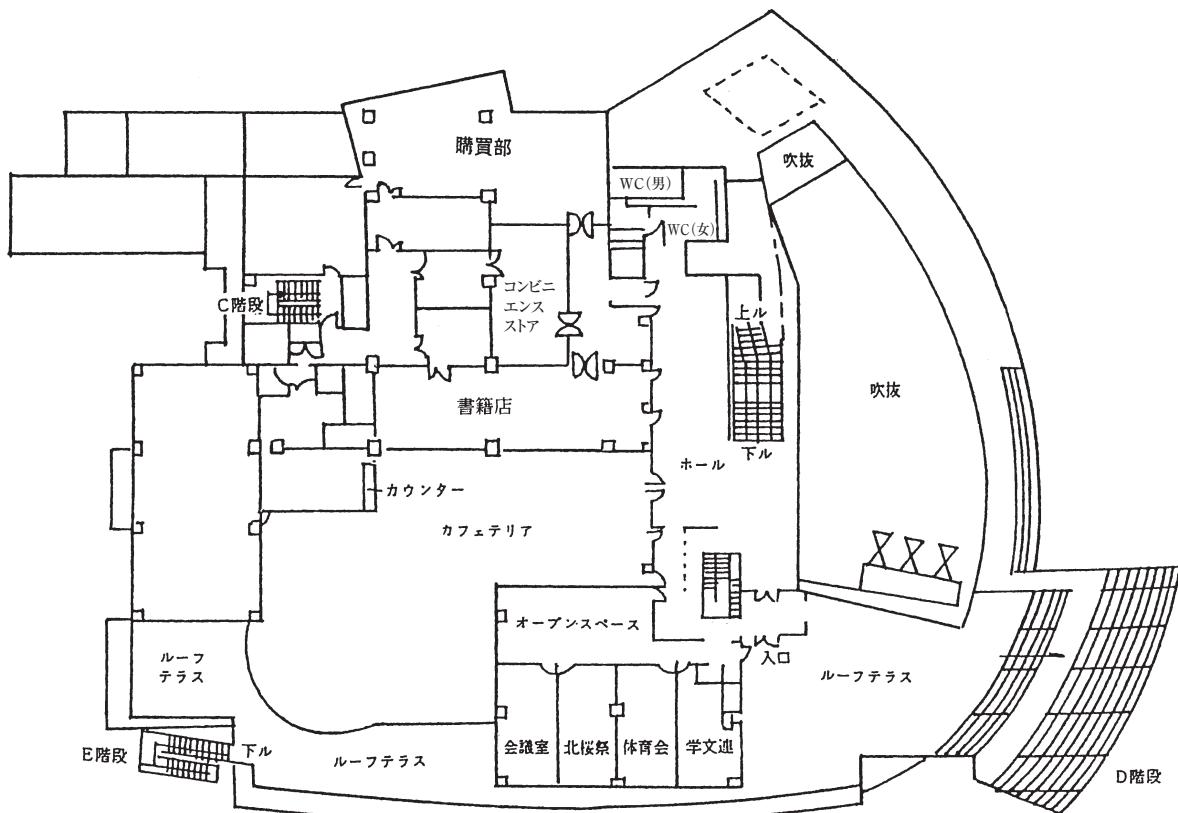
※ 商品名は自分の契約商品名を書いてください。

※ 信販会社を利用していない場合は、信販会社あては不要です。

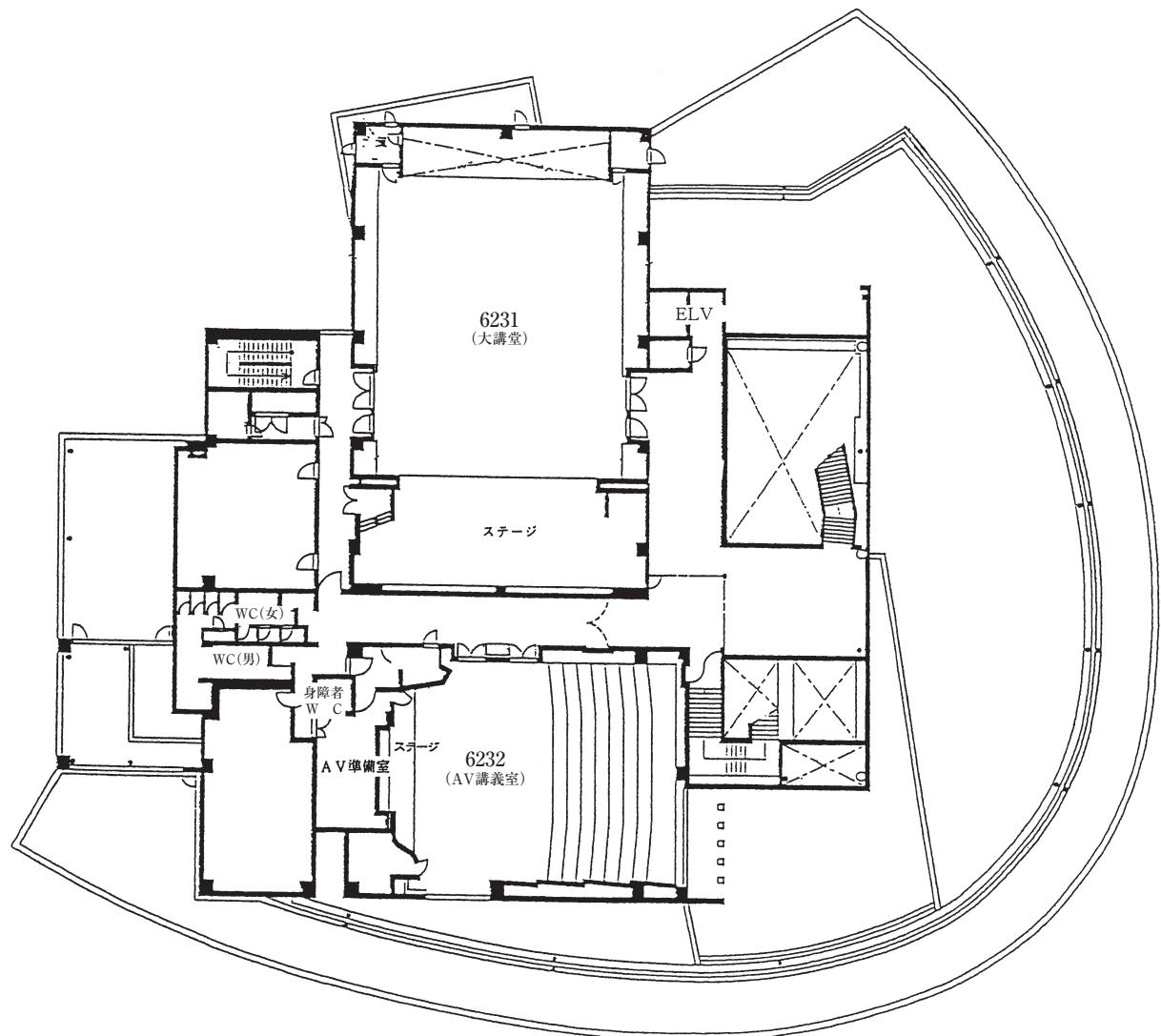
厚生センター案内図
62号館(50周年記念館)



1階平面図



2階平面図



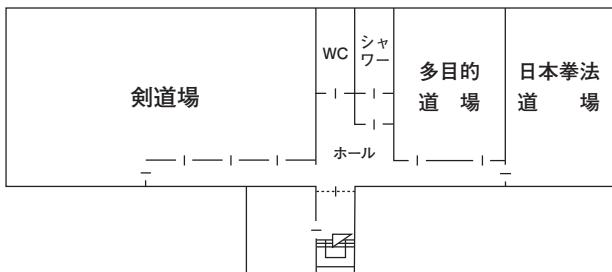
3階平面図

課外活動部室案内図

武道館(50号館)案内図



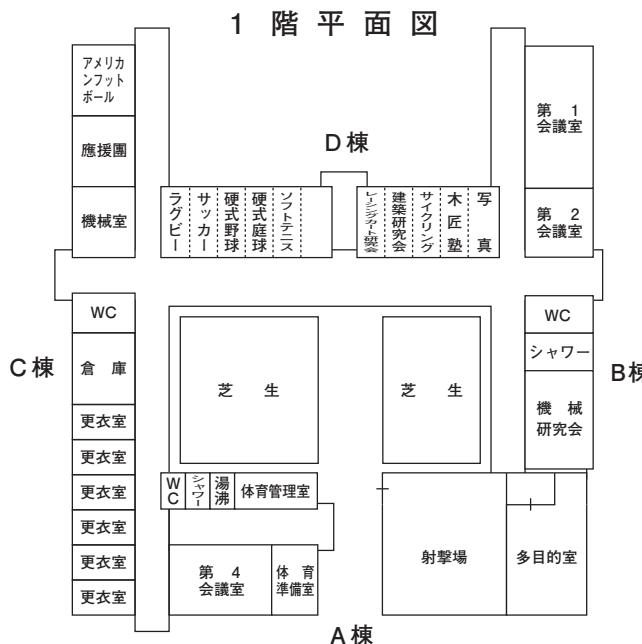
1 階 平 面 図



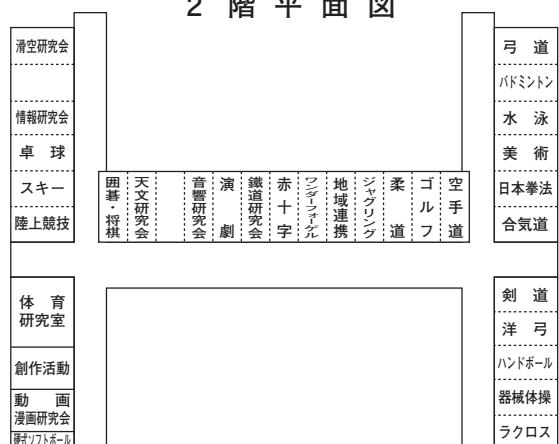
2 階 平 面 図

○武道館(50号館)利用細則は部室棟(52号館)利用細則に準ずる。

部室棟(52号館)案内図



2階平面図 (Second Floor Plan of Activity Room Building No. 52)



- バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部の部室は大講堂1階
- モダンジャズ研究会・音楽研究会・吹奏楽部・管弦楽部・フォークソング同好会の部室は器楽練習棟(11号館)
- 射撃部の部室は射撃場

日本大学工学部学内諸車通行指示図

